## 長野県地域防災計画 原子力災害対策編

令和5年度修正

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	
1 屋内退避及び避難誘導 なお、「原子力災害対策指針(最新改定日 <u>令和5年11月1日</u> )」で示されている屋内退避及 び避難等に関する指標は次の表のとおり。	1 <b>屋内退避及び避難誘導</b> なお、「原子力災害対策指針(最新改定日 <u>令和4年7月6日</u> )」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。	時点修正

	新			旧	修正理由・備考
第8節 緊急輸送活動		第8節 緊急輸送活動			
緊急輸送活動		1 緊	急輸送活動		
(1) 緊急輸送体制の確立		(1)	(1) 緊急輸送体制の確立		
イ 県は、人員、車両	等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとと		イ 県は、人員、車両	等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとと	
もに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。(危機管理部)			もに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。(危機管理部)		
輸送内容	関係機関		輸送内容	関係機関	
モニタリング要員	(公社)長野県トラック協会		モニタリング要員	(公社)長野県トラック協会	
各種資機材	警察本部(緊急輸送 <mark>道</mark> 路の確保、車両の先導等)		各種資機材	警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等)	文言の修正
	自衛隊			自衛隊	
避難住民等 (公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送 <u>道</u> 路の確保、」 自衛隊	(公社)長野県バス協会		避難住民等	(公社)長野県バス協会	
	警察本部(緊急輸送 <mark>道</mark> 路の確保、車両の先導等)			警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等)	
	自衛隊			自衛隊	

新 第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等		第9節	旧 第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等		
経口摂取による被ばく影響を防止	するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	3 経口摂取による被ばく影響を[	防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準		
対 象	放射性ヨウ素	対象	放射性ヨウ素		
飲料水	300 ベクレル/キログラム	飲料水	300 ベクレル/キログラム		
牛乳・乳製品		牛乳・乳製品			
野菜類(根菜・芋類を除く)、	2,000ベクレル/キログラム	野菜類(根菜・芋類を除く)	、 2,000ベクレル/キログラム		
穀類、肉、卵、魚、その他		穀類、肉、卵、魚、その他			
(「原子力災害対策指針 ( <u>令和5年11月1日</u> )」より)		(「原子力災害対策指針(令和4	(「原子力災害対策指針( <u>令和4年7月6日</u> )」より)		